

○盛岡市農業構造改善センター条例

平成4年3月24日条例第46号

改正

平成6年12月26日条例第46号

平成9年3月27日条例第10号

平成9年3月27日条例第22号

平成12年3月30日条例第28号

平成23年8月30日条例第32号

令和5年6月27日条例第19号

令和6年6月28日条例第29号

令和7年12月24日条例第60号

盛岡市農業構造改善センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業構造改善センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域農業の振興並びに農村地域における生活及び文化の向上を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、農業構造改善センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市乙部農業構造改善センター	盛岡市乙部6地割77番地
盛岡市飯岡農業構造改善センター	盛岡市下飯岡8地割100番地

(開館時間)

第3条 農業構造改善センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(センターの使用)

第5条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、食品加工実習室の附属設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

3 使用料は、許可の際に徴収する。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。)
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 センターのうち盛岡市飯岡農業構造改善センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 盛岡市飯岡農業構造改善センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第14条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第15条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第16条 指定管理者の行う盛岡市飯岡農業構造改善センターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第17条 盛岡市飯岡農業構造改善センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは盛岡市飯岡農業構造改善センターからの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、盛岡市飯岡農業構造改善センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 都南村の編入の日前に旧都南村農業構造改善センター設置及び管理に関する条例（昭和61年都南村条例第15号。以下「旧都南村条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 都南村の編入の日前に旧都南村条例の規定に基づき許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、旧都南村条例の例による。

附 則（平成6年条例第46号）

この条例は、平成7年1月11日から施行する。ただし、別表の改正規定中盛岡市乙部農業構造改善センターに係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成23年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第19号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。（令和6年規則第1号で令和6年4月1日から施行）
- 2 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の盛岡市農業構造改善センター条例第5条第1項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第2条の規定による改正後の盛岡市農業構造改善センター条例第13条及び第14条に規定する指定の手続等は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和6年条例第29号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和6年規則第29号で令和6年7月18日から施行）

附 則（令和7年条例第60号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市農業構造改善センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市農業構造改善センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

（1）盛岡市乙部農業構造改善センター

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時	午前9時から午後5時	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時
----	------------	------------	------------	------------	------------	------------

			まで	まで		まで
第1研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
第2研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
第1会議室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
第2会議室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円
工芸実習室	300円	450円	600円	750円	1,050円	1,350円
調理実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円
食品加工実 習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

(2) 盛岡市飯岡農業構造改善センター

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
第2研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
営農推進室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円
多目的室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
調理実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円
食品加工実 習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。